

念願の専業代理店組織率50%達成 滋賀県代協が通常総会

態勢整備などで会員セミナー

滋賀県代協(大谷和之 会長)は5月20日、草津市立市民交流プラザで平成27年度(第8期)通常総会と会員セミナーを開いた。当日は会員のほか、地元選出の国会議員秘書

や損保協会、損保会社などの来賓も参加。

大谷会長は挨拶で「皆さんの協力のおかげで、昨年度掲げた会員増強目標と損保大学課程(コンサルティングコース)受講者募集目標を、それぞれ達成することができた」と感謝を述べ、保険業法改正は代理店の業務に大きな影響があるとし、態勢整備などに資する情報を日本代協とも連携しながら提供していきたいとした。

議案審議に入り、第1号から5号議案まですべて承認された。そのなかで、26年度末で正会員が127店(退会6店、入会15店)となり、念願だった専業代理店組織率が50%を超えたことが報告された。また、毎年実施

している琵琶湖での外来魚駆除活動の規模が年々拡大し、昨年は損保会社社員などを含め参加人数が204名になった。今年度は、一層の会員拡大を図るとともに、ホームページの改善などで代協(会員)の存在と役割を消費者に知ってもらったための取り組みを強化していくとした。

総会に先立ち実施された会員セミナーでは、4月に滋賀県代協と顧問契約を結んだ2名の弁護士、里内博文氏(エウイス法律会計事務所)と三田村愛氏(阪口法律事務所)がそれぞれ講演した。里内氏は「保険業法改正に伴う代理店の義務と態勢整備」と題し話した。現行の業法はあくまでも保険会社が主たる遵守主体であるが、改正業法では募集人(代理店)も保険会社と並ぶ募集ルールの主要な遵守主体となり、行政からの管理が厳しくなると指摘。

里内氏は、最も重要なのが「態勢(体制)整備義務」であるとし、「体制(組織、仕組み)」と「態勢(体制を奨励させるサイクル)」の違いを説明したうえで、「代理店に課せられた各種義務責任を果たすための仕組みをつくり、実際にそれらの義務、責任を果たせる状況になってはじめて態勢を整備したといえる。そのためにはPDCAサイクルを回す必要がある。その運用については、経営者だけが理解していても意味がなく、

今年度予算ではセミナー運営費を昨年度に比べて大幅に確保することとした。

また当日は、同代協城東支部が社会貢献活動の一環として毎年実施している献血活動に対して、日本赤十字社が感謝状を贈呈。同社献血一部推進課長の乙訓高一氏は「血液が不足する冬場に献血の呼びかけや自らの献血への協力などをしていたいただき、大変感謝している」と謝辞を述べた。



大谷会長



里内弁護士



三田村弁護士

コンサルコース募集で早期目標達成

東京代協が通常総会開く

改正業法関連セミナーに重点

東京代協(金子智朗 会長)は5月15日、東京・千代田区の損保会館で平成27年度通常総会を開いた。総会では平成26年度事業報告や27年度事業計画などを審議。事業報告では、同代協の会員数が対前年同期比で20店の増加となる888店(3月末時点)となったことや、今年4月から始まっている平成27年度損害保険大学課程コンサルティング

コースの受講者を昨年度のうちに162名(目標100名)集めたことなどが報告された。

会員数の増加については、代協加盟が加入の条件となる代理店賠償の説明や「1・1・1運動(1年間で1会員が1名入会運動)」に各会員が取り組んだことなどが成果とした。コンサルティングコースの受講者募集を早期達成した要因として、同代協教育委員

と組織委員会が連携し、

今年度の事業計画では、会員増強を最重要課題としたうえで、昨年度同様、各種施策に取り組むこととした。また、来年5月の改正業法施行に備え、今年度は改正業法関連セミナーを重点的に実施するなど、

同代協が感謝状を贈呈。同社献血一部推進課長の乙訓高一氏は「血液が不足する冬場に献血の呼びかけや自らの献血への協力などをしていたいただき、大変感謝している」と謝辞を述べた。



日本赤十字社から感謝状を贈る乙訓氏(左)と金子会長